（いとまきえい科の販売の禁止）

**第四十三条**　（略）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（いとまきえい科の販売の禁止）

**第三十三条の三**　（略）

**第六節**　大型捕鯨業

（捕獲頭数の制限）

**第三十四条**　農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、大型捕鯨業の許可を受けた者（以下「大型捕鯨業者」という。）が捕獲することができるひげ鯨（ミンク鯨を除く。以下この条において同じ。）及びまつこう鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。

一　ひげ鯨及びまつこう鯨の資源の状況

二　全ての大型捕鯨業者の操業状況

２　農林水産大臣は、当該年において全ての大型捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての大型捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。

３　大型捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨を捕獲してはならない。

（捕獲の制限）

**第三十五条**　大型捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

**第三十六条**　削除

（鯨体処理場の使用の許可等）

**第三十七条**　大型捕鯨業者は、当該大型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　大型捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。

３　大型捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

４　第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての大型捕鯨業の許可が効力を失つたときは、その効力を失う。

（捕獲鯨の表示及び報告）

**第三十八条**　大型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、そのつど当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

２　大型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

一　捕獲の日時及び位置

二　鯨の種類

三　尾羽に表示した番号

**第三十九条及び第四十条**　削除